

事業用太陽光発電における FIT/FIP制度の支援重点化について

2026年9月30日
資源エネルギー庁

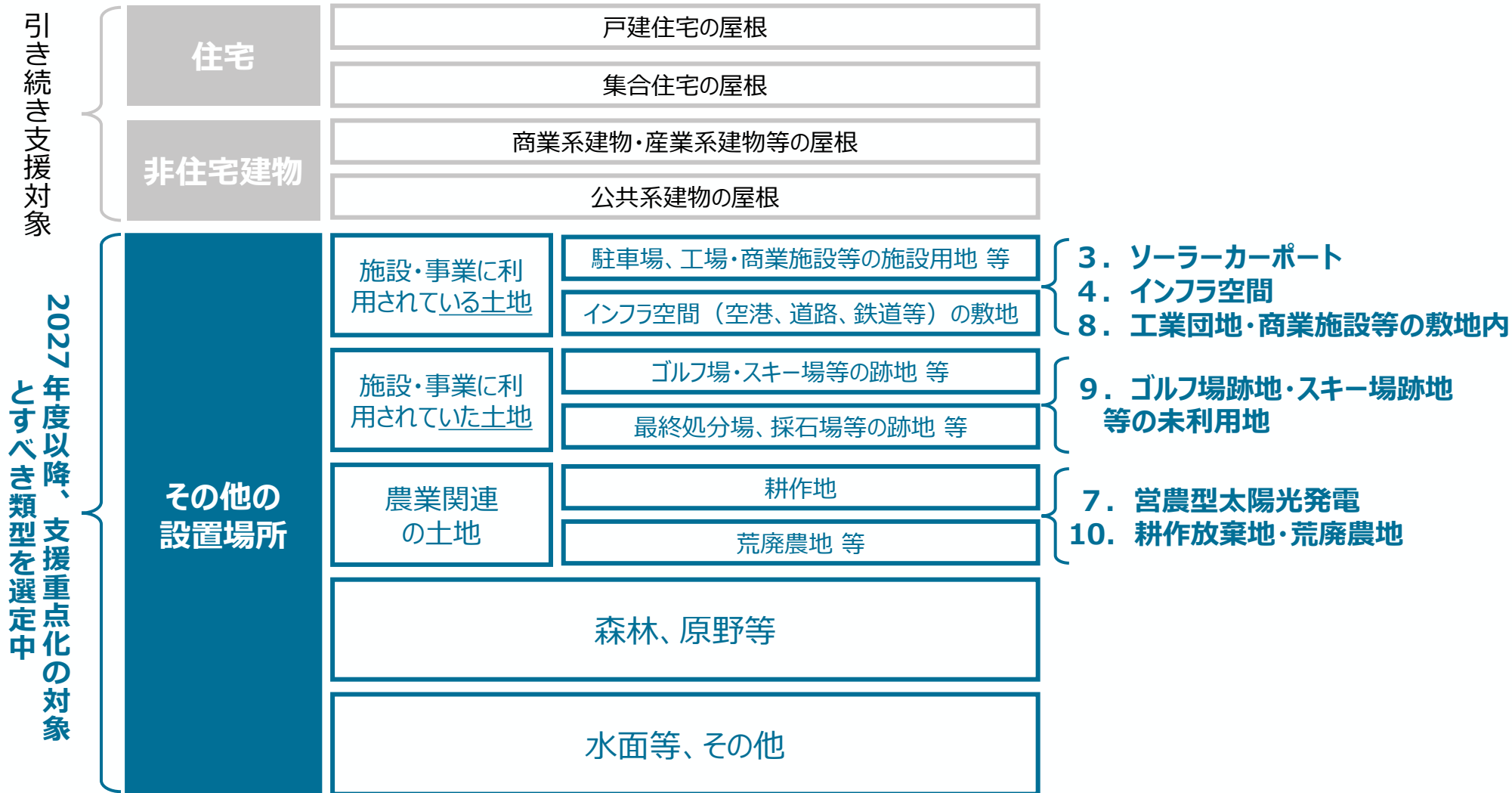
御議論いただきたい事項

- 今後の事業用太陽光へのFIT/FIP制度での支援のあり方に関し、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電に支援を重点化する方針。現在、こうした類型の代表格である屋根設置太陽光の他に支援重点化を行う類型の選定に向けた検討を行っているところ。
- これまで、関係者（関係省庁・事業者団体・地方自治体）からヒアリングを行うとともに、FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型の選定に当たり考慮すべき事項について御議論いただいた。
- また、前回の会合では、これまでのヒアリング結果や委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、「FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型を選定するための一定の考え方」を整理した。
- ヒアリングで挙げられた個々の候補類型は、全体として見れば、施設用地や駐車場、未利用地、荒廃農地等の農業関連の土地といった、既に利用されている土地や低利用の土地を有効活用する太陽光発電の導入形態が概ねカバーされているものと評価できる。
- このため、今回の会合では、ヒアリングで挙げられた以下の候補類型に対して、この「一定の考え方」の当てはめを行い、支援重点化を念頭に置いた太陽光発電の類型について整理を行うこととしたい。

候補類型

1. 国・自治体所有の土地【環境省、REASP、JPEA】
2. 温対法上の促進区域【環境省、REASP、JPEA】
3. ソーラーカーポート【環境省、REASP、JPEA】
4. インフラ空間【国交省、JPEA】
5. 地域新電力への供給・自治体や地元事業者への供給・基金の活用【REASP、JPEA】
6. 災害時における電力供給【REASP、JPEA】
7. 営農型太陽光発電【REASP】
8. 工業団地・商業施設等の敷地内【JPEA】
9. ゴルフ場跡地・スキー場跡地等の未利用地【JPEA】
10. 耕作放棄地・荒廃農地【JPEA】

(参考) 太陽光発電が導入されうる設置場所と候補類型の関係



(注) 「1. 国・自治体所有の土地」、「2. 温対法上の促進区域」、「5. 地域新電力への供給・自治体や地元事業者への供給・基金の活用」、

「6. 災害時における電力供給」は、具体的な土地利用の区分とは必ずしも紐づかない。

(参考) 国土交通省「土地利用現況把握調査」における国土の利用区分の定義、JPEA「PV OUTLOOK 2050」や環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」における設置場所の区分を参考に作成。

FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型を選定するための一定の考え方

第4回 再生可能エネルギー主力電源化小委（2026年8月24日） 資料1より抜粋

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型の選定に当たっては、以下の①～③を満たすものであることが重要である。

①今後の導入

- 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果やエネルギー基本計画における政策的位置づけを総合的に勘案し、再エネの導入拡大の観点から重要な類型であること

②地域との共生

以下のいずれかを満たすものであること。

- a. 新たな土地開発を伴わず、従前の土地利用も大きく転換されないことで、太陽光発電の導入による安全面、防災面、景観、環境等の公益への追加的な影響の度合いが小さい類型であること
- b. 事業実施期間を通じた自治体や国の事業への関与によって、導入に当たり首長や議会の承認といった地域における理解醸成プロセスを経ることに加え、認定時のみならず事業実施期間を通じた一定の監督が担保され、不適切な事業運営が生じた場合には改善を促すことのできる類型であること

③ FIT/FIP制度の特性等

- 客観的な基準・証憑で明確に外延を画定・確認できる類型であること
- 逆潮流量の売電が想定される類型であること

1. 国・自治体所有の土地

国・自治体所有の土地で実施される太陽光発電事業は、「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

① 今後の導入

- 第7次エネルギー基本計画において、公共部門において率先して導入を拡大するため、「既存ストックや公有地等への設置も推進する」こととされており、今後の導入拡大が期待される類型である。

② 地域との共生

- 国・自治体所有の土地で実施される太陽光発電事業についてはいくつかの場合が想定されるが、このうち、
 - 国・自治体が事業者に対し公有地を貸し付け（又は地上権を設定する等により）事業が実施される場合：使用権原の設定時の審査等や、用途・維持管理・報告等の条件に違反した際の是正・解除等（※1）を通じて、国・自治体による継続的な監督が確保される。
 - 国・自治体が公有地を使用し自ら事業を実施する場合：国・自治体が主体となり適切な事業運営が確保される。
- したがって、こうした場合であれば（※2）、事業実施期間を通じた国・自治体の関与・監督により、bの要素を満たす類型であると整理できる。

（※1）国・自治体による継続的な監督を確保するために求めるべき基準等（例：契約条項の詳細等）については、制度の詳細設計において検討を行う。

（※2）国・自治体が事業者に対し公有地を売却する場合については、事業実施期間中の監督が及ばなくなる恐れがあることから、上記の整理は当てはまらない。

③ FIT/FIP制度の特性等

- 登記事項証明書、公有財産台帳、使用権原の設定に係る許可書又は契約書等の書類により、客観的な基準・証憑で明確に外延を画定・確認することができると考えられる。
 - 発電量は売電するものと考えられる。
- ⇒ 以上を踏まえ、国・自治体所有の土地で実施される太陽光発電事業を、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とする方針としてはどうか。

（注）JPEAのヒアリングで挙げられた「自治会等が保有・管理する『ため池』」については、所有者が自治会である場合、首長や議会の承認といった地域における理解醸成プロセスを経ることとはならないため、bの要素を満たすものとは整理できない。

2. 温対法上の促進区域

温対法に基づき市町村が定める「促進区域」において実施される太陽光発電事業は、「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

① 今後の導入

- 第7次エネルギー基本計画において、地方公共団体による再生可能エネルギー導入を促すために「地域脱炭素化促進事業制度の活用による具体的な再生可能エネルギー促進区域の設定（ポジティブゾーニング）等を推進する」こととされており、今後の導入拡大が期待される類型である。

② 地域との共生

- 温対法の「地域脱炭素化促進事業計画」の認定を受けた事業（※）であれば、市町村による指導・助言や認定計画に従って事業が実施されていない場合の認定取消し等が制度上措置されており、事業実施期間を通じた自治体による継続的な関与・監督が確保され、bの要素を満たす類型であると整理できる。

（※）単に事業が促進区域内で実施されることのみでは不十分であり、「地域脱炭素化促進事業計画」の認定を受けた事業であることをもって、事業実施期間を通じた自治体の関与・監督が担保される点に留意。

③ FIT/FIP制度の特性等

- 「地域脱炭素化促進事業計画」の認定を受けていることは、客観的な基準・証憑で明確に外延を画定・確認することが可能である。
- 発電量は売電するものと考えられる。

⇒ 以上を踏まえ、温対法の「地域脱炭素化促進事業計画」の認定を受けた太陽光発電事業を、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とする方針としてはどうか。

（注1）温対法と同様のスキーム（市町村による計画認定、指導・助言、認定取消し等）が措置され、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー導入を促す制度である農山漁村再エネ法の「設備整備計画」の認定を受けた太陽光発電事業も同様の取扱いとする。

（注2）ただし、営農型太陽光発電の取扱いについては、P.12のとおり。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (抄)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～4 (略)

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 (略)

二 **地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）**

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

3 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合すること。

二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (抄)

(指導及び助言)

第二十二條の十五 **計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二條の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。**

(報告の徴収)

第二十二條の十六 **計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二條の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。**

(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)

第二十二條の三 (略)

2 (略)

3 **計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。**

一 **認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。**

二 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当しないものとなったとき。

3. ソーラーカーポート

ソーラーカーポートは、カーポートの屋根として、又はカーポートの屋根上に太陽光パネルを設置することで、駐車場の上部空間を活用して発電を行うもの。「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

① 今後の導入

- 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果によれば、駐車場や施設用地といったソーラーカーポートが導入されうる場所においては、一定の導入ポテンシャルがあると推計されている。

② 地域との共生

- 駐車場の上部空間を活用するものであるため、新たな土地開発を伴わず、従前の土地利用も大きく転換されないことで、太陽光発電の導入による安全面、防災面、景観、環境等の公益への追加的な影響の度合いが小さい類型（＝aの要素を満たす類型）であると整理できる。
- なお、ソーラーカーポートへの支援を行った場合に、月極駐車場やコインパーキングのような単独で用いられる駐車場の新たな整備を誘発する可能性についてどのように考えるべきか。

③ FIT/FIP制度の特性等

- 屋根設置区分の固有の認定基準等も参考に、太陽光発電設備を設置するカーポートについて、建築基準法上の検査済証の写しや、駐車場の上部空間が活用されていること及び太陽光パネルの全てがカーポート上に設置されていることを示す写真や図面等の提出を求めることにより、確認することが可能ではないか。
- ソーラーカーポートにより発電された電気は、商業施設等において自家消費されることが期待されるが、そうした場合であっても、需要量を上回る発電量は売電するものと考えられる。

⇒ 以上を踏まえ、ソーラーカーポートを、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とする方針としてはどうか。

4. インフラ空間

空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間で実施される太陽光発電事業は、「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

① 今後の導入

- 第7次エネルギー基本計画において、「空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入拡大を図る」こととされており、今後の導入拡大が期待される類型である。
- また、関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果によれば、インフラ空間においては、一定の導入ポテンシャルがあると推計されている。

② 地域との共生

- 空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間における太陽光発電設備の設置は、インフラとしての使用を目的として既に整備された土地であることから新たな土地開発を伴わず、インフラとしての機能を維持し、その運用や安全性に支障を及ぼさない範囲で行われることが制度上当然の前提となることから、従前の土地利用も大きく転換されないため、aの要素を満たす類型であると整理できる。

③ FIT/FIP制度の特性等

- 各インフラ空間を規定する根拠法令等に基づく使用権原の設定に係る許可書等の書類により、客観的な基準・証憑で外延を画定・確認することができると考えられる。
- インフラ空間において発電された電気は、当該インフラ施設等において自家消費されることが期待されるが、そうした場合であっても、需要量を上回る発電量は売電するものと考えられる。

⇒ 以上を踏まえ、インフラ空間で実施される太陽光発電事業は、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とする方針としてはどうか。

(注) 国土交通省のヒアリングで挙げられた「都市公園」については、地上に太陽光パネルを設置することは想定されないため対象としない。また、インフラの種類によっては、国・自治体が土地の所有者となっている場合もあることから、「国・自治体所有の土地」の類型との関係の整理について制度の詳細において考慮する。

5. 地域新電力への供給・自治体や地元事業者への供給・基金の活用

6. 災害時における電力供給

地域新電力への供給・自治体や地元事業者への供給・基金の活用、災害時における電力供給が行われる太陽光発電事業は、「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

①今後の導入

- 太陽光発電設備の設置場所や設置形態を示すものではないことから、導入ポテンシャルを確認することは困難。

②地域との共生

- 地域経済への貢献や災害時のレジリエンス向上といった地域にもたらされる便益は、地域の理解を得る上での重要な要素となり得る一方で、そのことのみをもって、安全面、防災面、景観、環境への影響等に対する問題の発生を抑制するものではなく、aの要素を満たすものとは整理できない。
- また、これらは**必ずしも国又は自治体の事業への関与を伴うものではなく**、また、電力購入契約や基金の活用等において何らかの関与があったとしても、事業実施期間を通じた監督・是正の仕組みが担保されることにはならないため、bの要素を満たすものとも整理できない。

③FIT/FIP制度の特性等

- 地域経済への貢献や災害時のレジリエンス向上といった地域にもたらされる便益を客観的な基準として採用することには課題があり、設備の設置場所・設置形態等の要素に基づき、支援重点化に相応しい類型かどうかを選定すべきである。

（※）なお、現行制度では、10kW以上50kW未満の事業用太陽光がFIT認定を受ける場合、地域活用要件として、一定の自家消費等や災害時に利活用が可能であることを求めているところ。

- 発電量は売電するものと考えられる。

⇒ 以上を踏まえ、地域新電力への供給・自治体や地元事業者への供給・基金の活用、災害時における電力供給に係る太陽光発電事業であることをもって、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とはしない方針としてはどうか。

7. 営農型太陽光発電

営農型太陽光発電は、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設置し、営農を継続しながら発電を行うもの。
「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

① 今後の導入

- 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果によれば、荒廃農地を含む農業関連の土地においては、一定の導入ポテンシャルがあると推計されている。

② 地域との共生

- 足下では、農業との両立が図られない等の不適切な取組が増加しており、こうした状況に対応すべく、農林水産省において、適切な営農の継続が前提であることや農地の食料生産基盤としての機能が維持されること等の「望ましい営農型太陽光発電」の考え方の明確化、及び必要な規律強化を図るための制度改革に向けた準備が進められている状況。第2回会合において、農林水産省から、まずは制度改革を速やかに進めたい旨の説明があったところ。
- 農林水産省による制度改革の施行後の農山漁村再エネ法の基本方針に沿った事業（＝「望ましい営農型太陽光発電」）であれば、下部農地における適切な営農が見込まれ、市町村に対する毎年の実績報告等の制度運用を通じてその継続が担保されるものと考えられるため、事業実施期間を通じた自治体による継続的な関与・監督が確保され、bの要素を満たす類型であると整理できる。

③ FIT/FIP制度の特性等

- 制度改革の施行後の農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定等により、「望ましい営農型太陽光発電」であることが客観的な基準・証憑に基づき確認できると考えられる。
- 営農型太陽光発電により発電された電気は、農業用施設等において自家消費されることがエネルギー地産地消の観点から望ましいが、そうした場合であっても、需要量を上回る発電量は売電するものと考えられる。

⇒ 以上を踏まえ、まずは、「望ましい営農型太陽光発電」の制度改革の施行を優先しつつ、営農型太陽光発電のFIT/FIP制度における取扱いについては、次年度の本委員会において、その時点の施行後の運用状況も注視しつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

① 営農に関すること

- ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
- ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
- ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
- ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等

② 発電設備に関すること

- ・遮光率が30%未満であること
- ・機械作業に支障がないものであること（最低地上高3m以上、支柱間隔4m以上） 等

③ 地域との共生に関すること

- ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
- ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
- ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
- ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化

- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるように関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

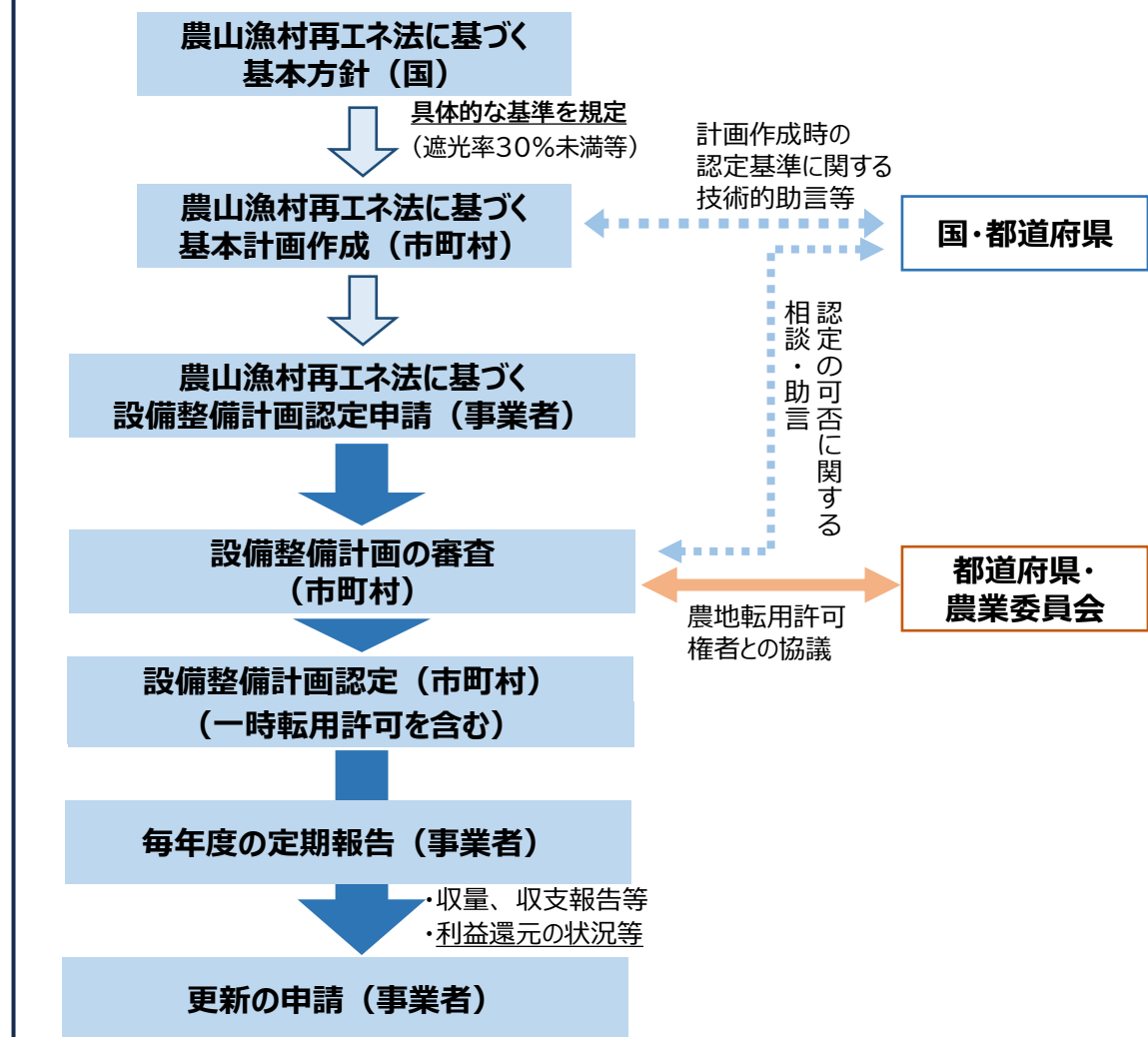
(参考) 新たな制度の手続きフローについて

- 望ましい営農型太陽光発電に適合することについて、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受けることを一時転用許可の条件として位置づけることで、農地法単独では考慮することが難しい地域共生等の観点を営農型太陽光発電の制度として組み込み、適切な導入を図る。

【現行制度(農地法)】



【新たな制度(農地法+農山漁村再エネ法)】



8. 工業団地・商業施設等の敷地内

工業団地・商業施設等の敷地内で実施される太陽光発電事業は、「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

①今後の導入

- 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果によれば、施設用地においては一定の導入ポテンシャルがあると推計されている。

②地域との共生

- 工業団地・商業施設等の敷地内における太陽光発電設備の設置は、既に整備された土地であることから新たな土地開発を伴わないと考えられる。一方で、インフラ空間とは異なり、既存施設の機能を維持し、その運用に支障を及ぼさない範囲で設置されることが制度上当然の前提となるものではなく、従前の土地利用が大きく転換されないことが担保できない。よって、aの要素を満たすものとは整理できない。
- また、工業団地・商業施設等の敷地を活用すること自体は、国又は自治体の事業への関与を伴うものではなく、bの要素を満たすものとも整理できない。

③FIT/FIP制度の特性等

- 工業団地・商業施設等の統一的な定義が存在しないため、客観的に外延を画することが困難であり、客観的な基準・証憑による一律の確認が可能な類型とは整理しがたい。
 - 工業団地・商業施設等の敷地において発電された電気は、工場等において自家消費されることが期待されるが、そうした場合であっても、需要量を上回る発電量は売電するものと考えられる。
- ⇒ 以上を踏まえ、工業団地・商業施設等の敷地内で実施される太陽光発電事業であることをもって、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とはしない方針としてはどうか。

9. ゴルフ場跡地・スキー場跡地等の未利用地

10. 耕作放棄地・荒廃農地

ゴルフ場跡地・スキー場跡地等の未利用地及び耕作放棄地・荒廃農地において実施される太陽光発電事業は、「一定の考え方」に照らすと、以下のように整理できる。

①今後の導入

- 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果によれば、ゴルフ場跡地等の一部の未利用地や耕作放棄地を含む農業関連の土地においては、一定の導入ポテンシャルがあると推計されている。

②地域との共生

- 未利用地や耕作放棄地・荒廃農地であったとしても、従前の土地利用が転換される以上、太陽光発電設備の設置に伴う樹木の伐採、表土の除去、整地、管理用道路の整備又は排水施設の新設・変更等が行われる可能性があり、aの要素を満たすものとは整理できない。
- また、未利用地や耕作放棄地・荒廃農地を活用すること自体は、国又は自治体の事業への関与を伴うものではなく、bの要素を満たすものとも整理できない。

③ FIT/FIP制度の特性等

- これらの未利用地には統一的な定義やその判断に資する公的証憑等がなく、客観的な基準・証憑による一律の確認が可能な類型とは整理しがたい。
- 発電量は売電するものと考えられる。

⇒ 以上を踏まえ、ゴルフ場跡地・スキー場跡地等の未利用地及び耕作放棄地・荒廃農地で実施される太陽光発電事業であることをもって、FIT/FIP制度における支援重点化の対象とはしない方針としてはどうか。

參考資料

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援重点化

検討の背景

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料1より抜粋

- 昨年12月に関係閣僚会議で決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」では、**今後の事業用太陽光へのFIT/FIP制度での支援のあり方**について、以下のとおり取りまとめられた。
 - ① 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
 - ② 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- その後、調達価格等算定委員会において、本年2月に、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見」として概ね以下の意見が取りまとめられた。
 - ① **最新のコストデータの動向や入札状況を踏まえ、現在支援対象区分となっている事業用太陽光発電（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度における新規支援の対象外とする。**
 - ② 一方で、再エネ導入拡大の観点から、**例えば屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要。**電源の持つ特性やその設置形態等を踏まえ、**地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等**について、**詳細の検討は再エネ大量導入小委において電源横断的な観点から行うこととし、支援の重点化を行う対象等の2027年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方については、来年度の調達価格等算定委員会において検討・決定する。**
- このうち、①については、パブリックコメント手続も経て、**関係する再エネ特措法の下位法令（省令・告示）の改正を昨年度末に公布し、2027年4月1日より施行**を予定している。

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援重点化

今後の検討の進め方（案）

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料1より抜粋

<検討の大枠>

- こうした背景を踏まえ、本年度の本小委員会や調達価格等算定委員会では、2027年4月1日の施行を目指し、事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援の重点化について、検討を行うことが求められる。
- 具体的には、まず本小委員会において、**(1)FIT/FIP制度で支援の重点化を行うことを念頭に、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型**について検討を行い、その後、**(2)具体の制度的論点（認定基準、FIT/FIPの別、支援価格・期間等）**について、本小委員会や調達価格等算定委員会で検討を行うこととしたい。

※ なお、**こうした類型の代表格**と考えられる**屋根設置太陽光**については、**現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化**がなされている。そこで、上記の検討に当たっては、こうした**現行の屋根設置太陽光の取扱いを参考とすることが有益**と考えられる。

<太陽光発電の種類の検討>

- いかなる太陽光発電の類型をFIT/FIP制度での支援重点化の対象とするかについては、関係者の意見を幅広く聴取した上で、検討を進めることが重要と考えられる。そこで、本小委員会では、**関係省庁・地方自治体・事業者団体より、支援重点化を行う候補となる太陽光発電の類型について、ヒアリングを行う**こととしたい。
- その上で、これと並行して、**FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型を選定するための一定の考え方を検討し、最終的に、ヒアリング等で挙げられた個々の候補類型に対し当該考え方の当てはめを行う**ことで、支援重点化を念頭に置いた太陽光発電の類型について整理を行うこととしたい。
- なお、こうした一定の考え方については、例えば、以下のような視点で検討することが考えられる。
 - 当該類型に対する今後の導入の期待
 - 当該類型における地域共生の図られやすさ
 - FIT/FIP制度の特性（設備の類型毎に一律の支援を行う面的な支援制度であること等）

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援重点化

今後の検討の進め方（案）

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料1より抜粋

<検討スケジュール>

本年6月（本会合）：事務局より検討の背景・今後の進め方（案）を提示、関係省庁よりヒアリング

本年7月～8月頃：地方自治体・事業者団体よりヒアリング、一定の考え方の検討・整理

本年9月頃：検討結果の整理

本年10月～来年1月頃：具体の制度的論点の検討

※ 本年秋～来年1月頃にかけて、調達価格等算定委員会において具体的な支援のあり方について検討

来年2月～3月頃：再エネ特措法の下位法令等（省令・告示・GL）の改正に係るパブリックコメント手続

来年4月1日：改正の施行

FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型

- 環境省では、これまで主に**地域脱炭素の推進等の観点から太陽光発電について導入促進**を行っている。この中で、**FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型**について、「**地域共生が図られた形での導入が期待**され、一定の**導入見込みがあること**」「**客観的な基準で明確に類型化できること**」の2点から下記のとおり整理を行った。
- 地域脱炭素の観点からは、①**公有地で実施する事業**※ 及び②**地域共生に関し法令に基づき自治体から認定を受けた事業**（温対法促進事業認定制度）の二点を候補とするとともに、屋根設置型と同様に周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いという観点で、③**ソーラーカーポート**についても対象とすることを検討してはどうか。

※ 公共施設の屋根に設置するケースは、屋根設置区分として分類されることを前提としている。

類型	地域共生・今後の導入見込み	類型化の考え方（定義）
①公有地で実施する事業	✓ 国又は自治体の管理の元で実施する事業であり、地域との共生は前提。 ✓ 公有の遊休地の活用や公営事業などにより、国・自治体による太陽光発電の導入の事例は多くあり、今後の拡大も期待される。	✓ 国又は自治体が保有する土地で実施する事業
②自治体から法令に基づく認定を受けた事業（温対法促進事業認定制度）	✓ 温対法に基づく促進事業認定制度では、地域の環境保全や地域との共生を要件として自治体が事業を認定。 ✓ 地域と共生しつつ事業を進めたい事業者、地域のニーズを踏まえた事業を誘致したい自治体双方にメリットのある制度であり、今後更なる活用が期待される。	✓ 地球温暖化対策推進法第22条の2第3項に基づき地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業
③ソーラーカーポート	✓ 屋根設置型と同様に周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いと考えられ、地域共生が図られた形での導入が期待される。 ✓ 屋根への設置が困難な施設についての選択肢となり、企業の脱炭素化を進める上で更なる導入が期待される。 ✓ 導入拡大に伴うコスト低減により、将来的には特に自家消費型としての自律的な展開が期待される。	✓ 一体型又は搭載型であり、建築基準法に基づく建築物であること ✓ 工場、店舗等の施設に付随する駐車場に設置されるものであること

- 昨年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、「空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入拡大を図る」とこととされている。また、昨年12月に関係閣僚会議で決定されたメガソーラー対策パッケージでは、支援重点化を検討する地域共生型の太陽光発電の導入形態として、公共インフラ空間が例示されたところ。
- これまで国土交通省としては所管する多様なインフラ空間等での太陽光発電の導入拡大を推進しており、今後の更なる導入拡大が期待されている。
- 各インフラ空間については、これまでに交通の安全確保とその円滑化や防災・減災等の観点から必要な整備が進められてきたものであり、また、太陽光発電設備の設置も含め、関係法令における許認可等の運用を通じて、各インフラ空間における利用者の安全性の確保や施設等の本来の機能を維持する適切な管理等を実施している。これらの結果としてインフラ空間は地域との共生が図られやすい空間であると考えている。
- 上記を踏まえ、次ページの各インフラ空間において関係法令等で定められた区域や施設等において設置される事業用太陽光発電については、FIT/FIP制度による支援の重点化対象に含めることを検討してはどうか。
- 国土交通省としては、引き続き、各法令での適切な許認可等の運用や施設等の本来の機能を損なわないことを前提としつつ、関係省庁と連携しながら、インフラ空間での太陽光発電の導入拡大を推進していく。

FIT/FIP制度の支援重点化対象とするインフラ空間(案)

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料3より抜粋

対象	主な設置場所の例	関係法令の例	(参考導入状況)
空港用地	旅客ターミナルビル、航空機格納庫、空港内場周道路脇の緑地 等	空港法、航空法	空港内/空港周辺で約4.2万kW (2020年～2024年の間の導入実績)
道路区域	上屋(料金所、電気室、トイレ等)、中央帯、未利用地 等	道路法	国直轄、高速道路会社での設置 数:259箇所 (R6年度末時点)
臨港地区	保管施設等(倉庫等)の屋根や敷地 等	港湾法	82港湾の600箇所 出力量計約1.0GW (R8年度末時点)
鉄道	既存の駅舎、ホーム上屋、車両基地、未利用地 等	鉄道事業法	駅、車両基地、未利用地等で 約5万kW (R7年度末時点)
都市公園	公園内の建物の屋根、駐車場 等	都市公園法	地方公共団体の都市公園の建物 屋根等への設置実績 :128団体、192公園(R3年度時点)
水道	建築物・構造物の上部空間、浄水場等の敷地 等	水道法	水道施設及びその敷地での設置 事業体数:約140団体 (2023年度末時点)
下水道	建築物・構造物の上部空間、終末処理場等の敷地 等	下水道法	終末処理場等及びその敷地での 設置箇所数:約160施設 (2024年度末時点)
河川区域	河川管理施設建屋屋上 等	河川法	(国交省所管施設での実績なし)

※各インフラ空間内の建物屋根に設置される太陽光発電設備については、引き続き「屋根設置型」の設備区分に分類されることを想定。

(参考) 関係規定の改正について

- 農地法に基づく取扱いから、農地法及び農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取扱いとするため、関係規定を改正。

項 目	現行規定の内容	規定改正の方向性
望ましい営農型太陽光発電の考え方	(規定なし)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示） に規定
農地転用不許可の基準	単収がおおむね二割以上減少するおそれがある場合等は不許可 （農地法施行規則）	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく <u>設備整備計画の認定の見込みがない場合は不許可</u> （農地法施行規則） ※現行の単収要件等は農山漁村再エネ法基本方針に規定
農振農用地における取扱い（設備整備区域）	営農型太陽光は一時転用として扱われており、一時転用は農振農用地を含め転用可 （農地法施行令、同施行規則）	<u>望ましい営農型太陽光発電に限り</u> 、農振農用地を含め設備整備区域を設定できるよう規定（農地法上は一時転用） （農山漁村再生可能エネルギー法施行規則）
設備整備計画の内容、添付書類等	農地法施行規則 に規定	<u>利益還元の取組や販売先等について新たに記載するよう</u> 、 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定に関する省令 に規定
その他（既存事業者への対応の厳格化）	ガイドライン に規定 （営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関する ガイドライン）	勧告・命令の判断基準や許可期間の短縮、現地調査の対象となる面積の引下げ等については、 通知やガイドラインの改正 により対応



3. 地域共生が図られた形で導入される太陽光発電とその要件について

●地域共生が図られた形で導入される太陽光発電について

- ・ 地域共生とは「**地域に受け入れられ、地域のプラスになり、地域社会が持続的に成り立つ関係をつくること**」、具体的には、**地域や地域住民へ裨益する事業、地域主導で実施される事業**、さらには、**地域課題の解決**（農地の荒廃、農林水産業の衰退、エネルギーの富の流出、地元企業の産業競争力強化、防災対策等）**にも繋がる事業**と考える
- ・ 事業用太陽光発電（地上設置）の中で、以下のような要件を満たす案件は、**地域と共生が図られた形での導入が実現しており、支援対象として有効ではないか**

① 国・地方自治体の関与

- ・ **国有地・公有地の活用**
- ・ **促進区域は、地域関係者と合意形成を図りながら設定されるものである**
- ・ **自治体新電力への卸供給および基金の活用は、税収以外の収益が期待でき、行政サービスの維持等に繋がる**

② 農業を支える

- ・ **営農型太陽光発電**は今後、地域で十分な協議がなされた後に**農山漁村再エネ法**に基づく**設備整備計画認定**がされる
- ・ 営農型太陽光発電は営農者に**営農協力金**を還付することで**農業経営基盤**を支えることが出来る
- ・ 設備、農作物等の**データ**を整備して行くことで**地域に適した農業**を支える営農型太陽光発電の普及拡大が可能

③ その他

- ・ 災害時等で停電が発生した場合、**太陽光の発電電力が利活用**できれば、**地域のレジリエンス強化**に繋がる
- ・ **ソーラーカーポート**は、既存の空間を活用するものであり、新たな土地造成や開発を伴わない

JPEAが掲げる「地域共生」「自然環境への配慮」の考え方にに基づき、**FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業**として、「**公益性・地域貢献**」が期待される「**土地利用**」、及び「**地産地消・地域レジリエンスへの貢献**」の観点で**類型化**を行った。

1. 「公益性・地域貢献」が期待される「土地利用」の観点での類型化：

①公有地で実施する事業、或いは地方公共団体や自治会等が管理する土地での事業

例a：空港、港湾、道路、鉄道関係等のインフラ関連施設の敷地・開発区域内での事業

例b：地方公共団体や自治会等が保有・管理する「ため池」等の水上空間での事業

（ため池DB（ため池管理保全法4条）／河川区域（河川法6条・公示）等で確認可能なこと）

②自治体が定める太陽光発電の促進区域内での事業

③開発済みの土地・用地・空間を活用することで、地域産業の活性化に資する事業

例c：工業団地・商業施設等の敷地内の駐車場や空き地等での事業

（用途地域〔商工業系5区分〕（都計法8条1項1号）／開発登録簿（同47条）等で確認可能なこと）

例d：耕作放棄地、荒廃農地、農地等の農業関連の土地・空間を活用する事業

④開発済みだが使われなくなった土地・空間を活用することで、地域に貢献する事業

（固定資産税に加え、使われていない土地・空間を活用することで新たな価値を生む）

例e：ゴルフ場跡地、スキー場跡地、最終処分場跡地、採石場跡地等の未利用地

（開発登録簿／指定区域台帳（廃掃法15条の17）／採取計画認可（採石法33条）等で確認可能なこと）

前述の「公益性・地域貢献」が期待される「土地利用」の観点での類型に加えて、「地産地消・地域レジリエンスへの貢献」の観点においても、以下の何れか一つ以上を満たすことが必要ではないか。

２．「地産地消・地域レジリエンスへの貢献」の観点

- ①地方公共団体や地域（都道府県内）の事業者がPPA契約等で需要家となる場合
- ②地域新電力の関与により地域内での電力供給（一定割合）が計画されている
- ③発電設備の自立運転機能等を活用し災害時に可能な範囲で電力を供給

「一定の考え方」の検討にあたり重要となる視点

第3回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年7月28日) 資料2を一部修正

- 昨年度の調達価格等算定委員会の意見においては、事業用太陽光発電（地上設置）について、2027年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とする一方で、**再エネ導入拡大の観点から、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電**に支援を重点化する方針で、具体の検討を行うこととされた。
- 資源エネルギー庁としては、これまでも、関係法令遵守の認定要件化、FIT/FIP交付金の一時停止措置、説明会等による周辺地域の住民への事前周知措置など、FIT/FIP制度の支援を受ける事業への事業規律の強化に取り組んできたところ。**支援の重点化の検討に当たっては、こうした対応を超えて、特に地域共生が図られた形で導入が期待されるものを選定する必要がある。**
- また、検討に際し、**設備の類型毎に一律の支援を行う面的な支援制度である等のFIT/FIP制度の特性**や、環境省が実施する地域脱炭素の取組といった**他の支援措置との役割分担**にも留意する必要がある。
- 以上を踏まえると、**FIT/FIP制度における支援重点化の対象とすべき太陽光発電の種類の検討**において、以下のような視点が重要であると考えられる。
 - ① **今後の導入**
 - ② **地域との共生**
 - ③ **FIT/FIP制度の特性等**

①今後の導入

- 太陽光発電の今後の導入拡大に向けては、**地域と共生しながら効率的に事業が実施できる適地の不足等**を踏まえれば、**建築物の屋根等の有効活用を追求していくことが重要**である。実際、民間シンクタンクの試算等によれば、我が国においては、**屋根等への導入ポテンシャルは大きく残されている**と考えられ、**屋根設置太陽光発電**については、**既に一定の支援重点化がなされている**。
- 加えて、**事業用太陽光発電（地上設置）**が、2027年度以降、**FIT/FIP制度における新規支援の対象外**となる中で、再エネの導入拡大の観点から、**当該支援対象区分に含まれていた事業類型のうち**、関係者（関係省庁・事業者団体・地方自治体）からのヒアリングも踏まえつつ、**関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果やエネルギー基本計画における政策的位置づけを総合的に勘案し、FIT/FIP制度において支援の重点化を行う対象を選定することが重要**である。

太陽光発電の導入ポテンシャル・導入状況

	住宅	事業用（屋根）	事業用（地上）
導入ポテンシャル （エネ研）	49.2GW（注1,2）	137.2GW（注2）	20～107GW（注3）
足下の導入量 （FIT/FIP）	17.3GW	6.1GW（注4）	54.6GW（注4）

（参考）日本エネルギー経済研究所等「地域条例・建物特性を考慮した太陽光発電の導入ポテンシャル調査」

（注1）南向きの屋根のみの値。（注2）シリコン太陽光の設置実績にもとづく設置係数を用いた推計。

（注3）設置が困難であったり環境保全等の観点から設置が推奨されない土地を除いた上で、条例による抑制区域も考慮した値。陸上風力発電との競合場所も除いている。

（注4）設置形態（地上設置・屋根設置）の捕捉が可能な2017年度以降に認定を受けた案件における地上設置と屋根設置の割合（地上設置：89%、屋根設置：11%）を事業用太陽光発電全体の容量にかけることで機械的に推計。

(参考) 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果 (JPEA)

第4回 再生可能エネルギー主力電源化小委 (2026年8月24日) 資料1より抜粋

4-4. 導入ポテンシャル分析結果 - 内訳詳細



■技術ポテンシャル

山林等での新規開発はポテンシャルから除外

単位: GW_{DC}

大分類	中分類	今回分析	NEDO	環境省R01 (レベル1)	環境省R01 (レベル2)	環境省R01 (レベル3)	環境省R03
住宅	戸建住宅	201	49	44	121	159	167
	集合住宅	22	42	15	38	47	8
	BIPV (住宅)	17	0	0	0	0	0
非住宅建物	商業系建築物	3	24	1	3	3	0
	公共系建築物	27	9	7	14	15	19
	産業系建築物	37	17	16	23	33	25
	その他建築物	259	0	0	0	0	235
	BIPV (非住宅)	66	0	0	0	0	0
地上設置 (農地除く)	施設用地	17	24	2	17	19	4
	駐車場	12	24	0	0	0	0
	道路関連施設	4	2	0	4	11	0
	空港関連施設	3	2	0	0	0	0
	鉄道関連施設	2	1	0	0	4	0
	公園・山林等	5	0	1	1	2	0
農業関連	耕作地	1,276	381	591	1,183	2,365	771
	荒廃農地	286	34	20	41	82	230
	その他農地	30	22	0	0	0	0
水上関連	水上空間	87	73	1	2	5	4
その他設置形態	EV車両	27	2	0	0	0	0
合計		2,380	706	699	1,447	2,746	1,465

容量の単位: GW (ギガワット=100kW)、GW_{DC}は直流出力 (太陽電池モジュールの合計出力)

(注) 推計対象としている区域や推計の仮定により結果は異なるため、結果は幅を見て評価する必要がある点に留意。

(出所) JPEA「PV OUTLOOK 2050」

(参考) 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果 (環境省)

第4回 再生可能エネルギー主力電源化小委 (2026年8月24日) 資料1より抜粋

表 3. 2-5 住宅用等太陽光発電の導入ポテンシャルの全国集計結果								
カテゴリー区分			設備容量（万 kW）			年間発電電力量（億 kWh/年）		
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 3
商業系 建築物	商業	小規模商業施設	5	13	16	1	2	2
		中規模商業施設	21	49	62	2	6	7
		大規模商業施設	63	152	190	8	18	23
	宿泊	宿泊施設	18	49	62	2	6	7
住宅系 建築物	住宅	戸建住宅	4, 371	12, 073	15, 947	527	1, 455	1, 922
		大規模共同住宅 ・オフィスビル	32	70	89	4	8	11
		中規模共同住宅	1, 441	3, 748	4, 613	173	450	554
合計			5, 952	16, 154	20, 978	717	1, 945	2, 527

(注) 推計対象としている区域や推計の仮定により結果は異なるため、結果は幅を見て評価する必要がある点に留意。

太陽光パネルの設置可能面積の算定条件をレベル1～レベル3までの3段階で仮定している。

(出所) 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するソーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」

(参考) 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果（環境省）

第4回 再生可能エネルギー主力電源化小委（2026年8月24日） 資料1より抜粋

表 3.3-11 公共系等太陽光発電の公共系建築物における導入ポテンシャル推計結果一覧

カテゴリー		設備容量 (万 kW)			年間発電電力量 (億 kWh/年)		
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 3
庁舎	本庁舎	9	15	33	1	2	4
	支庁舎	6	26	35	1	3	4
文化施設	公民館	77	174	179	9	21	22
	体育館	33	69	76	4	8	9
	その他の文化施設	12	50	75	1	6	9
学校等	幼稚園・保育園	29	69	77	3	8	9
	小学校・中学校・高校	524	768	805	63	93	97
	大学	33	105	118	4	13	14
	その他の学校	8	44	44	1	5	5
医療施設	病院	8	51	57	1	6	7
上水施設	上水施設	16	34	43	2	4	5
下水処理施設	公共下水	43	232	304	5	28	37
	農業集落排水	11	24	25	1	3	3
道の駅	道の駅	2	35	35	0	4	4
合計		810	1,695	1,908	98	205	231

(注) 推計対象としている区域や推計の仮定により結果は異なるため、結果は幅を見て評価する必要がある点に留意。

太陽光パネルの設置可能面積の算定条件をレベル1～レベル3までの3段階で仮定している。

(出所) 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するソーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」

(参考) 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果（環境省）

第4回 再生可能エネルギー主力電源化小委（2026年8月24日） 資料1より抜粋

表 3.3-14 公共系等太陽光発電の発電所・工場・物流施設における
導入ポテンシャル推計結果一覧

カテゴリー		設備容量 (万 kW)			年間発電電力量 (億 kWh/年)		
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 3
発電所	火力発電所	11	19	28	1	2	3
	原子力発電所	5	8	12	1	1	1
工場	大規模工場	126	276	355	15	34	43
	中規模工場	354	529	545	43	64	66
	小規模工場	1,013	1,338	2,191	124	164	268
倉庫	倉庫	60	116	143	7	14	17
工業団地	工業団地	173	277	355	20	33	42
合計		1,743	2,563	3,630	212	311	441

(注) 推計対象としている区域や推計の仮定により結果は異なるため、結果は幅を見て評価する必要がある点に留意。

太陽光パネルの設置可能面積の算定条件をレベル1～レベル3までの3段階で仮定している。

(出所) 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するソーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」

(参考) 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果（環境省）

第4回 再生可能エネルギー主力電源化小委（2026年8月24日） 資料1より抜粋

表 3.3-17 公共系等太陽光発電の低・未利用地における導入ポテンシャル推計結果一覧

カテゴリー		設備容量 (万 kW)			年間発電電力量 (億 kWh/年)		
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 3
最終処分場	一般廃棄物	1	369	373	0	44	45
	産業廃棄物 安定型	2	450	452	0	55	55
	産業廃棄物 管理型	1	298	303	0	36	37
河川	堤防敷・河川敷	8	41	182	1	5	22
港湾施設	重要港湾	14	45	47	2	5	6
	地方港湾	5	12	12	1	2	2
	漁港	63	74	76	8	9	9
空港	空港	15	26	49	2	3	6
鉄道	J R・私鉄	0	12	420	0	1	50
道路 (高速・高規格道路)	S A	16	26	26	2	3	3
	P A	2	7	7	0	1	1
	法面	0	325	975	0	39	118
	中央分離帯	0	0	20	0	0	2
都市公園	都市公園	1	11	12	0	1	1
自然公園	国立・国定公園	10	52	54	1	6	7
ダム	堤上	7	20	24	1	2	3
海岸	砂浜	15	52	198	2	6	24
観光施設	ゴルフ場	39	58	108	5	7	13
合計		198	1,879	3,339	24	228	404

(注) 推計対象としている区域や推計の仮定により結果は異なるため、結果は幅を見て評価する必要がある点に留意。

太陽光パネルの設置可能面積の算定条件をレベル1～レベル3までの3段階で仮定している。

(出所) 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するソーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」

(参考) 関係機関による既存の導入ポテンシャルの推計結果 (環境省)

第 4 回 再生可能エネルギー主力電源化小委 (2026年 8 月24日) 資料 1 より抜粋

表 3. 3-20 公共系等太陽光発電の農地における導入ポテンシャル推計結果一覧							
カテゴリー		設備容量 (万 kW)			年間発電電力量 (億 kWh/年)		
		レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
		1	2	3	1	2	3
農地	田、その他農用地	59, 136	118, 273	236, 545	6, 918	13, 835	27, 670
	耕作放棄地	2, 049	4, 098	8, 195	236	471	942

(注) 推計対象としている区域や推計の仮定により結果は異なるため、結果は幅を見て評価する必要がある点に留意。
太陽光パネルの設置可能面積の算定条件をレベル 1 ～レベル 3 までの 3 段階で仮定している。
(出所) 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」

(参考) 第7次エネルギー基本計画 (抄)

② 太陽光発電

(イ) 屋根設置太陽光発電

今後の太陽光発電の導入拡大にあたっては、まずは、比較的地域共生がしやすく、自家消費型で導入されることで系統負荷の低い屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用していく。

公共部門については、国が率先して、2030年に設置可能な建築物等の約50%、更には、2040年に設置可能な建築物等の100%に太陽光発電設備を設置することを目指す。この実現に向け、政府の新築建築物への太陽光発電設備の最大限設置を徹底するとともに、既存ストックや公有地等への設置も推進する。さらに、工場・オフィス等の民間部門については、ZEBや自家消費型事業の普及拡大、省エネ法に基づく定期報告制度の活用、既存ストック対策の充実、建材一体型設備の導入等を進める。また、投資回収の早期化や設置者の与信補完の観点から、FIT・FIP制度の調達期間・交付期間の在り方を検討するとともに、関係省庁が連携して必要な支援を検討する。

また、住宅用太陽光発電については、2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。この確実な達成に向けて、建売戸建及び注文戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として、一定割合の太陽光発電設備の設置を求め、住宅への太陽光発電設備の設置を促進する。

(参考) 第7次エネルギー基本計画 (抄)

② 太陽光発電

(ウ) 地上設置太陽光発電

地上設置太陽光発電については、地方公共団体による再生可能エネルギー導入の目標設定を促すとともに、目標の達成に向け、地域脱炭素化促進事業制度の活用による具体的な再生可能エネルギー促進区域の設定（ポジティブゾーニング）等を推進する。

また、農地についても、優良農地の確保を前提に、営農が見込まれない荒廃農地への再生可能エネルギーの導入拡大を進める。さらに、発電と営農が両立する営農型太陽光発電については、事業規律や適切な営農の確保を前提として、地方公共団体の関与等により適正性が確保された事業の導入の拡大を進める。加えて、空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入拡大を図る。

さらに、FIT・FIP制度を前提としない自家消費モデルや需要家等が遠隔地に発電設備を設置し長期契約等に基づき受電する仕組み等による再生可能エネルギー発電事業についても、導入を推進する。

②地域との共生（１／２）

- FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、環境への影響等に対する地域の懸念が高まっている。
- 他の開発行為と同様、再エネ発電設備の開発についても、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されている。また、自治体においても、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加している。
- 再エネ発電事業の実施に当たっては、こうした関係法令（条例を含む）を遵守することが必要不可欠であるとともに、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、事業に対する地域の理解を醸成することが重要である。
- このため、資源エネルギー庁としては、これまでも、関係法令遵守の認定要件化、FIT/FIP交付金の一時停止措置、説明会等による周辺地域の住民への事前周知措置など、FIT/FIP制度の支援を受ける事業への事業規律の強化に取り組んできたところ。支援の重点化の検討に当たっては、こうした対応を超えて、特に地域共生が図られた形で導入が期待されるものを選定する必要がある。
- こうした背景も踏まえ、以下の要素を考慮することが重要である。
 - a. 太陽光発電の導入による安全面、防災面、景観、環境等の公益への追加的な影響の度合い
 - b. 事業実施期間を通じた自治体や国の事業への関与

②地域との共生（２／２）

<a.の要素について>

- 現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化がなされている屋根設置太陽光は、建築物本来の機能を維持したまま、その屋根に発電設備を付加するものである。
- すなわち、既利用空間を重層的に活用することで、新たな土地開発を伴わず、また、従前の土地利用も大きく転換されないことから、安全面、防災面、景観、環境等への追加的な影響が比較的限定的であるといえる。
- このため、こうした屋根設置太陽光発電の特徴を敷衍できる事業類型であることが重要である。

<b.の要素について>

- 自治体や国が事業に関与する場合は、例えば首長や議会の承認といった地域における理解醸成プロセスを経ることや、事業に対する一定の監督が期待される。このため、自治体・国が事業に関与する類型であることが重要である。
- この点、再エネの導入に当たっては、事業実施期間を通じて地域との共生が図られることが必要であることから、自治体・国の関与は、認定時だけではなく、事業実施期間を通じた監督が図られ、不適切な事業運営が生じた場合には改善を促すことのできるものであることが重要である。

③FIT/FIP制度の特性等

- FIT/FIP制度は、一定の定型的な事業類型に該当する再エネ発電事業に対し、事業類型ごとに一律の支援を行う面的な支援制度であり、支援の対象は、客観的な基準・証憑で明確に外延を画定・確認できる類型であることが必要。現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化がなされている屋根設置太陽光では、まさに、その外延を明確にし、適切に確認することで、潜脱的な認定取得を防止する観点から、固有の認定基準や提出書類を定めているところ。
- また、FIT/FIP制度は、特定契約や市場取引等により供給された再エネ電気の量に応じて支援が行われる仕組みであり、支援の対象は逆潮流量の売電が想定される類型であることが必要。
- 加えて、再エネの導入促進については、環境省が実施する地域脱炭素の取組といった他の支援措置も存在しているところ。
- このため、客観的な類型化が困難な個別性の高い事業や、余剰売電を伴わない純粋な自家発自家消費・オンサイトPPAは、こうした支援制度と役割分担しながら後押ししていくことが必要である。

事業用太陽光発電における支援重点化の詳細設計

第3回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年7月28日) 資料2より抜粋

- 事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援の重点化に当たっては、支援重点化の対象とする種類の選定後、各類型について、**FIT/FIP制度における取扱いの詳細を検討**する必要がある。
- 具体的には、FIT/FIP制度上の取扱いとして重要と考えられる**以下の制度的論点について、本小委員会や調達価格等算定委員会において検討を行う**こととしたい。
- なお、**地域共生が図られた形で導入が期待される事業用太陽光の代表格**と考えられる**屋根設置太陽光**については、**現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化**がなされている。そこで、こうした制度的論点の検討に当たっては、**屋根設置太陽光の現行取扱い** (p.28、29参照) **を参考とすることが有益**と考えられる。

＜今後検討を行う主な制度的論点＞

本小委員会
にて
主に検討

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ① 設備の区分等や認定基準等 | ⑤ FIT/FIPの別 |
| ② 説明会等の適用 | ⑥ 入札制の適用 |
| ③ 地域活用要件 | ⑦ 支援価格/期間や初期投資
支援スキームの適用 |
| ④ 廃棄等費用積立制度の適用 | ⑧ 解体等積立基準額 |

調達価格等
算定委員会
にて
主に検討

(参考) 事業用屋根設置太陽光の現行取扱い

第3回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年7月28日) 資料2より抜粋

#	制度的論点	事業用屋根設置	(参考) 他の事業用太陽光
1.	設備の区分等	➤ 建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（<u>屋根設置太陽光発電設備</u>）であって、その出力が10kW以上のもの	➤ 太陽光発電設備（<u>屋根設置太陽光発電設備を除く</u>）であって、その出力が10kW以上のもの
	固有の認定基準等	➤ 不当に屋根設置区分の認定取得が行われることがないよう、その外延を明確にし、適切に確認する観点から、<u>以下の固有の認定基準（及び提出書類）</u>を定めている。 ① 設備を設置する建築物が建築基準法上の検査済証の交付を受けていること（検査済証の写し） ② 設備を設置する建築物について不動産登記法上の建物の表題登記を完了していること（登記事項証明書） ③ 太陽光パネルの全てを屋根に設けること（その旨を示す写真・図面） ④ 電事法上の工事計画届出又は使用前自己確認結果届出を行ってること（届出書の写し）	➤ 事業用太陽光に共通の認定基準や提出書類が適用される。
2.	説明会等	➤ 説明会等の事前周知措置の実施を認定基準とせず、<u>努力義務</u>としている。 ➤ 「屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低い」ことを踏まえた措置。	➤ 50kW以上は、認定基準として説明会の実施が必要。 ➤ 10kW以上50kW未満は、認定基準として説明会又はその他の事前周知措置の実施が必要。
3.	地域活用要件	➤ 需要地に近接して柔軟に設置できる小規事業用太陽光には、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されることから、<u>10kW以上50kW未満の事業がFIT認定を受けるには、以下の自家消費型の地域活用要件を満たす必要あり</u>。 ① 当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと等 ② 災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること	
4.	廃棄等費用積立制度	➤ <u>廃棄等費用積立制度の適用あり</u>。	

(参考) 事業用屋根設置太陽光の現行取扱い

第3回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年7月28日) 資料2より抜粋

#	制度的論点	事業用屋根設置	(参考) 他の事業用太陽光
5.	FIT/FIPの別	➤ 2026年度は、 <u>50kW以上は原則としてFIP制度のみ、10kW以上50kW未満はFIT制度・FIP制度を選択可能。</u>	
6.	入札制	➤ 地域と共生した太陽光発電の導入加速化に向けた屋根設置区分における初期投資支援スキームの措置等を踏まえ <u>入札制の適用を免除。</u>	➤ 2026年度は、250kW以上は適用あり、10kW以上250kW未満は適用なし。
7.	支援価格/期間	➤ 地上設置／屋根設置の設置形態毎にコスト動向を分析し、両者の価格差の早期の収斂を目指しつつ、 <u>それぞれの区分毎に調達価格・基準価格を設定。</u> ➤ 2026・2027年度の調達価格/基準価格は、調達期間/交付期間が終了する日から起算して15年前の日以降の期間は <u>8.3円/kWh</u> 、残りの期間は <u>19円/kWh</u> 。	➤ 2026年度の入札対象の入札上限価格は9.6円/kWh。 ➤ 2026年度の入札非対象の調達価格/基準価格は9.9円/kWh or 9.6円/kWh。
	初期投資支援スキーム	➤ 2025年度の下半期より、 <u>早期の投資回収を可能とする「初期投資支援スキーム」を適用。</u> ➤ 「比較的地域共生がしやすく、自家消費型で導入されることで系統負荷の小さい屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用していく」観点や、「屋根設置太陽光の設置者となる建物所有者について、財務基盤や与信が小さい傾向にあること」等を踏まえた措置。 ➤ 具体的には、廃棄等費用積立制度の対象である事業用屋根設置では、「初期支援と後期支援の期間を別個に設定し、初期の価格を高く/後期の価格を低くする」という <u>階段型の価格設定を採用。</u>	➤ 適用なし。
8.	解体等積立基準額	➤ 「 <u>想定設備利用率で電気供給したときに、調達期間又は交付期間の終了前10年間で、想定廃棄等費用を積み立てられるkWh当たりの単価</u> 」を設定。 ➤ 10kW以上50kW未満の事業については、同様の設定方法としつつ、1割以上設備利用率が低下しても、廃棄等費用を適切に積み立てる観点から、調達価格/基準価格の想定値から1割減じた設備利用率に基づき設定。	